

令和2年4月6日

連絡報

(一社)北海道警備業協会

(No.2-1)

新型コロナウイルス感染症に伴う講習会受講証明書
有効期限の延長について（ご連絡）

～ 特別講習関係 ～

陽春の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、特別講習事業の運営等につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、(一社)警備員特別講習事業センターから当協会長に対しまして、標記の通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

記

1 延長の対象となる講習会受講証明書

平成31年3月25日交付から令和2年3月25日交付まで

2 延長処置

有効期限を1年間延長する。同証明書の枠外備考の「～有効期限は、交付の日から起算して1年以内とする。」を『2年以内』と見做すこととする。

※別添「新型コロナウイルス感染症に伴う講習会受講証明書有効期限の延長について」参照



特講セ発第 3 号
令和 2 年 4 月 2 日

都道府県警備業協会長 殿

一般社団法人
警備員特別講習事業センター
理事長 藤本 哲哉

新型コロナウイルス感染症に伴う講習会受講証明書有効期限の延長について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、特別講習事業の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、講習会受講証明書の有効期限延長について特講セ発第 122 号及び 127 号において、その有効期限を暫定的に延長する旨お知らせしたところでございますが、未だ収束を見せない同感染症の影響によるスライド講習の更なる延期、5 月及び 6 月の特別講習の中止又は延期の増加により、有効期限の延長を個別に協議し、暫定的にその期間を取り決められる程の件数ではなくなって参りました。

つきましては、下記のとおり特例措置を定めることといたしますので、再講習受講予定者、事務局及び講習関係者にご周知いただきますよう宜しくお願いいたします。

なお、協会役職員の皆様、講師の皆様及び講習関係者の皆様におかれましても同感染症の予防にご留意いただき、いずれ収束した際には、特別講習の開催に改めてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1 延長の対象となる講習会受講証明書

平成 31 年 3 月 25 日交付から令和 2 年 3 月 25 日交付まで

2 延長処置

有効期限を 1 年間延長する。同証明書の枠外備考の「～有効期限は、交付の日から起算して 1 年以内とする。」を『2 年以内』と見做すこととする。

3 対応終了

特講セ発第 122 号「新型コロナウイルス感染症に伴う特別講習の開催中止等について」3、特講セ発第 127 号「新型コロナウイルス感染症に係る特別講習開催の基本方針について」2(2)③、2(3)④については、本発出によりその対応を終了する。

以上